

と き：令和3年6月24日(木)14:00～

ところ：市政記者室

■ 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外）の申請受付及び支給の開始について

<担当：こども青少年局子育て支援部管理課 電話：06-6208-8110>【フリップあり】

- ◆ 大阪市では、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援として「子育て世帯生活支援特別給付金」を支給する。
- ◆ 支給対象者は、対象児童（令和3年3月31日時点で18歳未満の児童（障がいのある児童は20歳未満））の養育者であって、令和3年度分の住民税均等割が非課税である方、または、令和3年1月以降に家計が急変し、住民税均等割が非課税相当の収入となった方とする。（例えば、3人世帯では年収が205.7万円以下、4人世帯では255.7万円以下など）
- ◆ 対象児童には、令和3年4月1日から令和4年2月28日までに生まれる新生児も含む。
- ◆ 支給額は、児童一人当たり一律5万円である。
- ◆ 対象者のうち、児童手当又は特別児童扶養手当を受給されている非課税の方を除き、申請が必要です。（例えば、16歳から18歳未満の児童のみの養育者や、家計急変者の方など）
- ◆ 令和3年6月24日（木曜日）より申請受付を開始し、令和4年2月28日（月曜日）を受付期限とする。申請書類は大阪市ホームページからダウンロードでき、郵送のみで受け付ける。ダウンロードできない方は郵送するので問い合わせいただきたい。
- ◆ 申請手続きの詳細は、大阪市ホームページでご確認いただきたい。
- ◆ なお、令和3年4月分の児童手当又は特別児童手当を受給されている方には、その振込口座に令和3年7月6日（火曜日）に振込予定である。令和3年6月25日（金曜日）頃に振込の案内を送付する。
- ◆ また、それ以外の方へは順次支給していく。
- ◆ ひと月でも収入が減少し大変な思いをされている方は、ぜひ申請していただきたい。